**平成２５年（フ）第２８５０号**
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　延原　正二
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第３５４０号**
大阪府枚方市渚元町３番21号
債務者　寺西　和美
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第３６１７号**
大阪市住吉区我孫子東３丁目13番３―608号
債務者　竹中　桂子
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第３６１９号**
大阪市此花区伝法１丁目１番１―226号
債務者　清藤マスエ
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第３７７８号**
大阪市平野区長吉六反３丁目５番52―411号西出方
債務者　吉沢　繁子
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第３７８４号**
大阪市平野区加美東２丁目10番22号
債務者　荒河　順子
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第３７８６号**
大阪府四條畷市岡山５丁目13番５号　ハーモニーハイツ忍ヶ丘303
債務者　椎屋　睦郎
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第３７９１号**
大阪府東大阪市鴻池町２丁目５番１―402号
債務者　遠池　二郎
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第３７９４号**
大阪市住之江区中加賀屋１丁目９番１―702号
債務者　吉川美恵子
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１２８号**
釧路市白樺台４丁目６番５号
債務者　下山　正明
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月17日午後１時30分
釧路地方裁判所

**平成２５年（フ）第１３１号**
釧路市愛国西３丁目22番12号　マルセンハイツ101号室
債務者　中村　有希
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月17日午後１時30分
釧路地方裁判所

**平成２５年（フ）第８７０１号**
東京都世田谷区野毛１丁目１－４
債務者　岡部　元一
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第８７０２号**
東京都国立市富士見台３丁目24―12　国立ＧＦハイムⅠ―401
債務者　丸山誠太朗
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第８７７３号**
埼玉県三郷市彦成３丁目10―18―606
債務者　野田　善一
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第８７８７号**
東京都中野区弥生町４丁目25―４―502
債務者　山田富士美
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第８７９３号**
東京都江戸川区東葛西９丁目10―１―309
債務者　中村　義輝
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第８８０１号**
東京都板橋区高島平９丁目16―３―303
債務者　竹中　亜弥
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部